

# 後期高齢者医療制度 についてのお知らせ



保険証(被保険者証)を更新します。「保険証は1人に1枚交付されます」

《7月31日まで・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和2年7月31日

---

後期高齢者医療被保険証 有効期限  
被保険者番号 〇〇〇〇〇 令和2年7月31日  
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
発効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
交付年月日 令和元年8月1日  
一部負担金の割合 〇割

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇   
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

---

後期高齢者医療被保険証 有効期限  
被保険者番号 〇〇〇〇〇 令和3年7月31日  
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
発効期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
交付年月日 令和2年8月1日  
一部負担金の割合 〇割

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇   
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合



後期高齢者医療の保険証は坂祝町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい青色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

## 令和2・3年度の保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改革を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。令和2年度及び令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	令和2・3年度	平成30年度・令和元年度(平成31年度)	増減
均等割額	44,411円	41,214円	+3,197円
所得割率	8.55%	7.75%	+0.8ポイント
賦課限度額	64万円	62万円	+2万円

保険料率が上昇する要因としては、医療費の増加や後期高齢者負担率(国が決定する医療給付費に占める高齢者の保険料負担の割合)の上昇が考えられます。また、1人当たりの保険料増加には保険料均等割額の軽減特例の見直しの影響も含まれます。「保険料軽減措置の見直しについて」をご覧ください。

## 令和2年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和2年度の保険料は令和元年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

### 【保険料額について】

令和2年度の保険料額は以下のア、イの合計額になります。

ア：均等割額（被保険者一人あたり44,411円）

イ：所得割額（※被保険者の所得 × 所得割率8.55%） ※ 総所得金額等 - 33万円（基礎控除額）

## 保険料の軽減措置の見直しについて

### ① 保険料の均等割額軽減特例の段階的な見直し

保険料均等割の軽減措置は、当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の負担の公平を図る観点なども踏まえ、制度本来の仕組みに戻すこととされてきました。令和元年度（平成31年度）から段階的に本来の軽減への見直しが行われています。

令和2年度は次のとおりとなります。医療保険を将来にわたり安心できる制度にする見直しであるため、ご理解をお願いいたします

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の軽減	令和2年度	令和3年度
令和元年度（平成31年度）における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	改 7.75割	7割
平成31年度における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません。		改 7割	
「33万円 + 改 28万5千円 × 被保険者数」以下	5割	5割	
「33万円 + 改 52万円 × 被保険者数」以下	2割	2割	

### ② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

## 保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

### ① 年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

### ② 口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収とならない方は、坂祝町から送付される納付書や口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

問い合わせ先：坂祝町役場 窓口税務課 ☎ 66-2405

※新型コロナウイルス感染症について、基準(主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、など)に該当すると後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免が適用となる場合があります。詳しくは、広報さかほぎ8月号に掲載予定です。